

「さぬき讃レモン」ロゴマーク公募要項

1 趣旨

香川県では、果樹全体の栽培面積が減少しているなか、レモンについては、若手農業者を中心に、高齢化等で耕作できなくなっていた農地を新たに借り受けて苗木を植えるなどして、生産が増えていています。

そこで、香川県及びかがわ農産物流通消費推進協議会（以下、「協議会」という。）では、県の登録認定を受けた生産者が、品質などにこだわって大切に育てたレモンを「さぬき讃レモン」としてブランド化を進めようと考えています。

この度、「さぬき讃レモン」について、多くの方に親しみを感じていただき、イメージアップや認知度向上、ひいては消費拡大につながるよう、ロゴマークを募集します。

2 「さぬき讃レモン」について

「さぬき讃レモン」は、穏やかな気候と豊かな自然環境のもと、生産者が心を込めて大切に育てた香川自慢のレモンです。太陽の「SUN」、香川産の「産」、賛美の「賛」に、讃岐の「讃」の漢字を当て、消費者に分かりやすく、強く印象づけるよう命名しました。

レモンには、一般的に、クエン酸やビタミン C、ポリフェノールなどの栄養素が豊富に含まれていると言われており、さまざまな健康効果が期待できます。

※「さぬき讃レモン」については、下記ホームページを参照してください。
[[さぬき讃レモン | 香川県 \(kagawa.lg.jp\)](http://sannuki-zan-lemon.kagawa.lg.jp)]

3 応募要件

- 1) 自作未発表作品に限る。
- 2) 作品の応募数は1人につき3点までとする。
- 3) 年齢、職業、デザインの経験、受賞歴の有無は問わない。
- 4) 参加料は無料とする。

4 制作条件

- 1) 「さぬき讃レモン」のイメージアップと認知度向上につながるものにする。
- 2) ロゴマークは、【シンボルマーク】と【「さぬき讃レモン」のロゴタイプ】を組み合わせたものとする。
- 3) ロゴマークは、のぼり旗、ポスター、冊子、動画、包装フィルム、段ボール、シール等に使用することを考慮すること。
- 4) 色数は自由。ただし、モノクロや拡大・縮小しても使用できるように考慮すること。

5 応募方法

1) 提出内容

(1) 応募作品

応募作品はデータ提出とし、下記の規格のとおり作成してください。

- ・ 3MB以下のいずれかのデータ (PNG/PDF)

※作品に選ばれた場合、こちらが指定するイラストレータデータもしくは PNG の形式で提出すること。

- ・ 解像度は 350dpi 程度
- ・ 画像のサイズは 1,000×1,000 ピクセル以上

(2) 応募者情報

下記の内容を入力してください。

① 応募者名、メールアドレス、生年月日、電話番号、過去のデザイン実績（ある場合）

※応募者が団体・学校の場合は、代表者氏名、担当者を記載

② ロゴマークの作成意図

※200字以内で記述。ただし、応募者名など応募者が特定できる情報は含めないこと。

2) 提出方法

応募フォームに必要事項を入力して応募

6 応募期間

令和6年9月6日（金）～9月30日（月）

7 賞

・最優秀賞（1点）賞金 20万円

・優秀賞（4点程度）賞品 県産農産物の詰合せ（5,000円程度）

8 審査

1) 審査は、「さぬき讚レモン」ロゴマーク選考委員会において選考し、受賞作品を決定します。

2) 選考経過については、非公開とします。選考過程の問合せには、対応できかねます。

3) 次に該当するものについては、応募者に通知することなく審査の対象外とします。

(1) 第三者の権利を侵害するおそれのあるもの。（第三者の権利とは、著作権、商標権、肖像権他、関連する権利一切を指します。以下、「第三者の権利」といいます。）

(2) 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。

(3) 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。

(4) 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。

(5) 採用後であっても、(1)～(4)の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。これらに伴い、発生するトラブル、損害などは、香川県及び協議会では負いかねますので、御留意ください。

9 結果発表

令和6年11月頃に受賞者に通知します。

ただし、選考の都合上、発表時期が変更になる場合があります。

なお、不採用者への通知は行いません。

10 応募作品の取扱い

1) 応募作品は返却いたしません。

2) 応募に係る費用は応募者の負担とします。

3) 最優秀作品を採用作品とし、採用作品に選定された場合は、軽微な補修・修正、使用マニュアルの作成に協力していただきます。また、必要によって、編集可能なデータ形式でのファイルの提出をお願いすることがあります。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

4) 採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、香川県及び協議会に帰属します。

5) 応募者は、採用作品を香川県が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、応募者は採用作品を商標出願しないこととします。

6) 採用作品に第三者の権利に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となり、主催

者は一切の責任を負いません。

- 7) 受賞作品が第三者の権利を侵害すると判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、第三者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合も、受賞を取り消すことがあります。(採用作品の場合は採用を取り消すことがあります)

1 1 個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報については、応募者への問合せ、受賞の連絡など、本事業の実施に関してのみ使用するものであり、利用目的以外に本人の同意なく個人情報を開示・公表することはありません。また、法律に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供いたしません。

ただし、採用作品の応募者については、採用作品とともに応募者名（個人名・団体名・学校名）、住所（市町村名まで）、作品の説明等を、報道や香川県ホームページ等で発表させていただきます。(その他の受賞作品の応募者については、応募者名（個人名・団体名・学校名）、住所（市町村名まで）を発表させていただきます。)

1 2 その他留意事項

- 1) 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- 2) 本要項の内容については、香川県及び協議会の判断により変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方で、これに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。
- 3) 本要項に取り決めのない事項については、香川県及び協議会の判断により決定します。

1 3 提出先・問合せ

〒761-8057

香川県高松市田村町 1047

株式会社大一広告内

「さぬき讃レモン」プロモーション事務局

Tel:087-865-3737/Fax:087-865-9797

Mail:desk @ad-big1.com

※「さぬき讃レモン」ロゴマークの募集は、株式会社大一広告が、「かがわ農産物流通消費推進協議会」（事務局：香川県農政水産部農業生産流通課）から「さぬき讃レモン」プロモーション等運営業務の委託を受けて実施するものです。